

平成28年1月から

## 個人番号(マイナンバー)の利用が始まりました!!

市役所の各種手続でマイナンバーの提示を求めることがあります。  
市役所で各種手続をなさる際は、印鑑や手続に必要な書類等の他、「免許証などの本人確認書類と併せて、マイナンバーの**通知カード**または**個人番号カード**」をお持ちください。

※詳しくは広報「上天草」平成27年12月号をご覧ください。



▼マイナンバーの提示を求める主な手続は次のとおりです。

## 市民課

【住所や氏名などの変更】(TEL:0969-28-3368)

- 転入・転居・転出などの住所異動
  - 婚姻・離婚・縁組などの氏名変更
- ※手続自体に番号は不要ですが、通知カードまたは個人番号カードに変更事項(住所や氏名など)の裏書きが必要となります。

## 税務課

【市民税】(TEL:0964-26-5519)

- 市・県民税申告(平成29年度(平成28年分)市・県民税申告から)
- 給与支払報告書の提出

●市・県民税減免申請

【国民健康保険税】(TEL:0964-26-5519)

- 税の軽減免除申請
- 非自発的失業者に対する税の軽減申告

【軽自動車税】(TEL:0964-26-5519)

●軽自動車税減免申請

【固定資産税】(TEL:0964-26-5520)

- 相続人代表者指定届
- 償却資産申告書の提出
- 固定資産税減免申請

## 保健課

【国民健康保険】(TEL:0969-28-3354)

- 加入・脱退
- 就学や施設入所のための市外転出
- 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更
- 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請
- 第三者行為による被害の届出
- 被保険者証、高齢者受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請

- 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請

【後期高齢者医療】(TEL:0969-28-3375)

- 加入・脱退
- 被保険者証の再交付申請
- 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請
- 高額療養費、補装具等の療養費の支給申請

## 健康づくり推進課

【母子保健】(TEL:0969-28-3376)

- 養育医療の給付申請
- 母子健康手帳交付
- 低体重児出生届

## 福祉課

【子育て支援】(TEL:0969-28-3351)

- 児童手当の新規認定請求
- 児童扶養手当の新規認定請求
- 保育所入所申し込み
- こども医療費受給資格認定申請
- ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請

【障がい福祉】(TEL:0969-28-3373)

- 身体障害者手帳、療育手帳の申請
- 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請
- 補装具費に関する申請
- 地域生活支援事業に関する申請
- 障害福祉サービスの申請
- 精神障害者保健福祉手帳に関する申請
- 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請
- 障害児通所支援の給付申請
- 重度心身障害者医療費助成の認定申請

## 高齢者ふれあい課

【介護保険】(TEL:0969-28-3360)

- 介護認定・更新・区分変更の申請
- 被保険者証等の再交付の申請
- 負担割合証の再交付の申請
- 負担限度額認定証の申請
- 負担限度額認定証の再交付の申請
- 高額介護サービス費の支給申請
- 特定福祉用具購入費の支給申請
- 住宅改修費の支給申請

## 学務課

【就学援助】(TEL:0969-28-3364)

- 就学援助費の申請
- 特別支援教育就学奨励費の申請

## 都市整備課

【市営住宅】(TEL:0969-28-3366)

- 市営住宅入居申込申請
- 市営住宅同居承認申請
- 市営住宅入居承継承認申請

他の手続でもマイナンバーの提示を求めることがあります。  
詳しくは、各手続担当部署におたずねください。

制度に関するお問い合わせは  
「マイナンバー総合フリーダイヤル」:0120-95-0178へ  
おたずねください。

## 個人番号制度導入に伴う各種申請等の手続について

平成28年1月からマイナンバー制度が導入され、申請等を行う際は申請書等への**個人番号の記載をすること**になりました。

また、個人番号を記載する際には、各窓口で「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」の提示が必要となりますので、申請をされる際には、**印鑑と一緒に確認書類をお持ちください**。

### ●本人が申請する場合の確認書類について

#### 番号確認書類

**個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等**

※個人番号カードの場合は身元確認書類にもなり1つだけの提示で済みます。

#### 身元確認書類

- 1つで身元確認ができる書類（官公署が発行した、顔写真付きの証書等）  
**個人番号カード、運転免許証、パスポート、住基カード(写真付き)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等**
- 2つで身元確認ができる書類（いずれか2つを提示してください。）  
**介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、市が発行した各種決定通知書(氏名・住所が記載されたもの)、住基カード(写真なし)、年金手帳等**

※郵送での手続の場合、上記確認書類の写しを申請書等に添付し送付してください。

### ●代理人(家族、施設職員等)による手続の場合

- **代理権**（委任状、官公署が本人に対して発行した証書(書類)等）
- **代理人の身元**（代理人の個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証等）
- **本人の番号**（個人番号カード、通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等）の3つを確認する必要があります。